

郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会
データの取扱いWG 開催要綱

1 目的

「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」の下に開催されるワーキンググループとして、個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 44 号）等を踏まえた郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 29 年総務省告示第 167 号。以下「郵便分野ガイドライン」という。）の改定、日本郵政グループ・郵便局が保有・取得するデータの活用に係る個人情報の保護や法令上の規制との整理等を具体的に検討することを目的とする。

2 名称

本WGは、「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会 データの取扱いWG」と称する。

3 検討内容

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）の改正を踏まえた郵便分野ガイドライン等の改定
- (2) 郵便局の保有・取得するデータの活用と個人情報保護法及び郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）との関係性の整理
- (3) その他

4 運営

- (1) 本WGの構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 本WGには、主査を置く。
- (3) 主査は、本WGを招集し、主宰する。
- (4) 主査は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求めその意見を聴くことができる。
- (5) その他、本WGの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 議事の取扱い

- (1) 本WG及び本WGで使用した資料は、その検討内容に鑑み、原則として非公開とする。
- (2) 本WGの議事概要は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。

ただし、公開することにより当事者又は第三者の利益を害するおそれがある場合又は主査が必要を認める場合については、非公開とする。

6 開催期間

本WGは、令和3年11月から令和4年6月頃までを目途として開催する。

7 庶務

本WGの庶務は、総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課が行う。

(別紙)

郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会
データの取扱いWG 構成員

(敬称略、主査を除き五十音順)

【構成員】

| | | |
|------|--------|-------------------------------------|
| 【主査】 | 中村 伊知哉 | iU (情報経営イノベーション専門職大学) 学長 |
| | 生貝 直人 | 一橋大学大学院法学研究科 准教授 |
| | 板倉 陽一郎 | ひかり総合法律事務所 弁護士 |
| | 今村 敏 | 池田・染谷法律事務所 弁護士 |
| | 澤 尚幸 | 慶應義塾大学 SFC 研究所 上席所員 福山市 政策アドバイザー |
| | 巽 智彦 | 東京大学大学院法学政治学研究科 准教授 |
| | 谷川 史郎 | 東京藝術大学社会連携センター 客員教授 |
| | 寺田 眞治 | 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 主席研究員 |
| | 長田 三紀 | 情報通信消費者ネットワーク |
| | 藤沢 烈 | 一般社団法人 RCF 代表理事 |
| | 森 亮二 | 英知法律事務所 弁護士 |